

Q 歩合給がある場合の保障給の計算方法は

A

労働基準法第 27 条において、出来高払制等については労働時間に応じて一定額の賃金の保障をしなければならないと規定されているが、その額の定めはない。

行政通達で、「常に通常の実収賃金とへだたらない程度の収入が保証されるように保障給の額を定める」としていることから、労働基準法第 26 条の休業手当額である平均賃金の百分の六十程度が考えられる。

なお、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年 3 月 1 日付け基発第 93 号通達）において、保障給として労働時間に応じて固定的給与と合わせて通常賃金の 6 割以上を定めることとし、次の算式が示されている。

$$\text{1時間当たりの保障給} = \frac{\text{通常賃金}}{\text{算定期間における通常労働時間}} \times 0.6$$

通常賃金とは、過去 3 ヶ月程度の期間に支払われた賃金の総額（時間外・休日労働に対する手当を含み、臨時に支払われた賃金及び賞与を除く）である。